

## 質問書に対する回答

(件名) 東関東自動車道 検見川・真砂スマートIC詳細設計

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	入札公告(説明書) 技術提案書の選定者に提出を求める技術提案書の作成、技術提案書を特定するための技術評価項目、評価基準及び配点一覧表 参考業務規模	本業務での参考業務規模の評価基準評価に「代替案を含めて参考業務規模と大きく乖離した見積は特定しない」と記載があり、また、※で記載されております「参考業務規模は、上限金額を示すものではない」とあります。提出する見積金額は参考業務規模を超えた金額で提出しても大きく乖離していなければ、構わないと考えてよろしいでしょうか。また、この「大きく乖離」の限度はどの程度と考えればよろしいでしょうか。 ご教示願います。	提出する見積金額は、参考業務規模を超えた金額で提出しても大きく乖離していなければ、問題ございません。「大きく乖離」について、明確な基準はございません。技術提案内容を鑑みて、判断いたします。